

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 21 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 1 7 日から 令和 8 年 2 月 2 4 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 3 日 午前 9 時 0 0 分 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 1 9 日 午後 1 時 0 0 分 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 3 月 6 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 2 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,260,000 5,008,000	一括	1,252,000	83,330	0
1	2,870,000				
2	10,000				
3	3,380,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 所 在 | 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚 |
| | 地 番 | 78 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 314.05 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚 |
| | 地 番 | 78 番 1 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 161 平方メートル |

持分 20 分の 1

- | | | | |
|---|-------|-----------------|--------------|
| 3 | 所 在 | 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚 | 78 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 78 番 5 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 66.00 平方メートル |
| | | 2 階 | 58.00 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7 年 12 月 1 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚
 地 番 78 番 5
 地 目 宅地
 地 積 314.05 平方メートル

所有者 A

2 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚
 地 番 78 番 1
 地 目 公衆用道路
 地 積 161 平方メートル

共有者 A 持分 20 分の 1

3 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚 78 番地 5
 家屋 番号 78 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 66.00 平方メートル
 2 階 58.00 平方メートル

所有者 A

令和7年(ケ)第 77号
令和7年 9月30日受理
令和7年10月23日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 三井 誠 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚
地 番 78番5
地 目 宅地
地 積 314.05平方メートル

所有者 A

2 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚
地 番 78番1
地 目 公衆用道路
地 積 161平方メートル

共有者 A 持分20分の1

3 所 在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚 78番地5
家屋 番号 78番5
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 66.00平方メートル
2階 58.00平方メートル

所有者 A

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	北群馬郡吉岡町大字下野田78番地5付近（住居表示未実施）					
土地	物件1					
現況地目	■宅地（物件1）					
形状	☐ 概ね公図のとおり ■概ね地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり					
占有者及び占有状況	■土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物（目的外建物）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
その他の事項						
建物	物件3					
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載と概ね同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：					
物件目録にない附属建物	■ない { 種 類： ☐ ある { 構 造： 床面積：					
占有者及び占有状況	■建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）					
その他の事項	■床や壁などに損傷が見受けられる（写真⑤、⑧参照）					
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日					
土地建物の位置関係	☐ 概ね建物図面（各階平面図）のとおり ■概ね土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	北群馬郡吉岡町大字下野田78番地1（住居表示未実施）
土地	物件2
現況地目	■公衆用道路（物件2）
形状	☐ 概ね公図のとおり ☒ 概ね地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 道路（私道）として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 〔 保管開始日 平成 年 月 日 〕
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件建物で暮らしていましたが、令和7年5月ころ転居しました。以来、本件建物は空き家でだれも使用していません。 2 私は犬のブリーダーをしています。本件建物で犬9頭を飼育していたので、床や壁などに損傷があります。 3 本件建物に雨漏り等の不具合はありませんが、台所のIHクッキングヒーターは故障しています。 4 本件土地建物を中古住宅として購入しましたが、太陽光発電システムは設置されていました。 5 本件建物内の荷物はすべて不要品です。競売の買受人に処分してもらいたいと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件競売の売却対象は、物件1、3の土地建物の所有権全部と物件2の土地の共有持分20分の1である。
- 2 本件建物は所有者Aが空き家の状態で占有しているが、犬のブリーダーをしていたため、損傷、汚れ、動物臭が見受けられた。
- 3 太陽光発電システムは、本件建物の附属物として本件競売の売却対象に含まれるものと思料する。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年10月1日 14:05～14:15	執行官室	■所有者Aに照会書を作成・送付
令和7年10月2日 10:20～10:30	物件所在地	■現地調査、写真撮影、不在のため連絡文書差し置き
令和7年10月2日 10:45～10:55	前橋地方法務局渋川出張所	■地積測量図、登記事項要約書、各交付 ■建物登記調査
令和7年10月2日 11:15～11:25	吉岡町役場	■家屋見取図交付
令和7年10月17日 9:45～10:15	物件所在地	■現地（建物立入）調査、写真撮影、所有者Aと面談
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和7年10月17日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字下野田

請求部	所在	北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚				地番	78番5			
出力縮	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和62年3月10日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月10日
前橋地方務局渋川出張所
登記官

請求番号：9-2
(1/1)

A3をA4に縮小コピー

(7 枚目)

登記年月日：平成17年9月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月2日
前橋地方方法務局松川出張所

登記官

(8 枚目)

請求番号：8-1

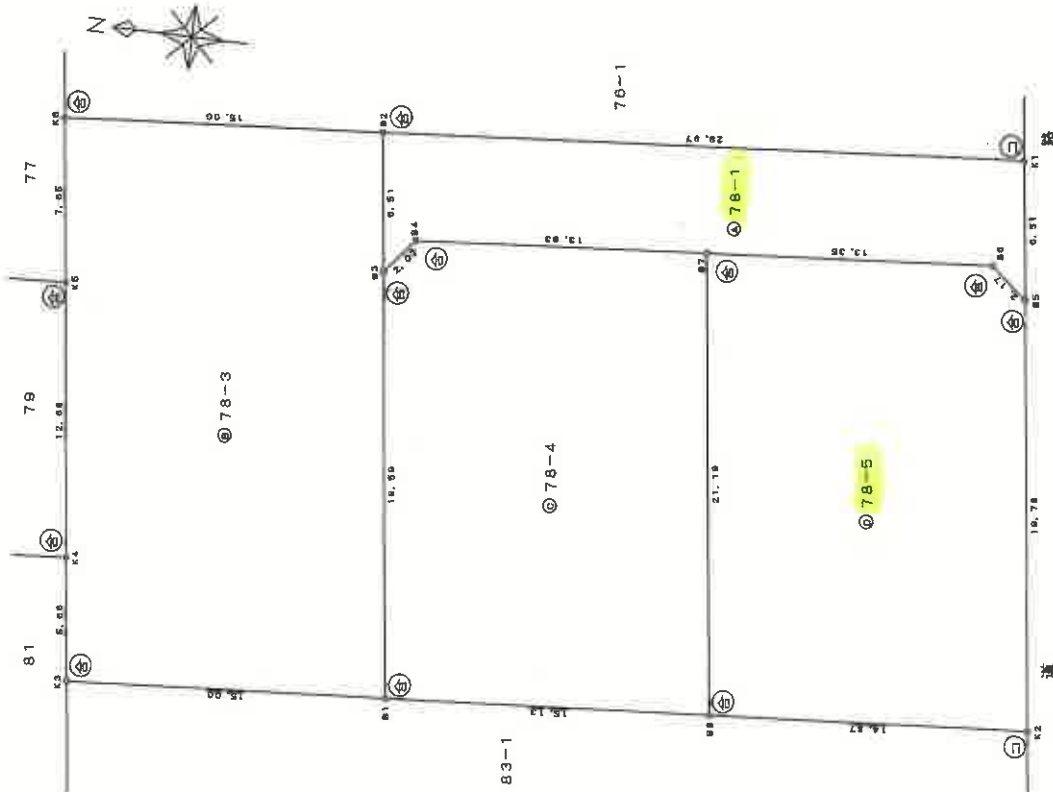
地番	地種	地積	地目	地番	地種	地積	地目
例	コ	合	成	抗	紙	変	属
コ	合	成	抗	紙	変	属	属

3108110

地積測量図

地番 78-3, -4, -5

土地の所在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚



求積表

地番	78-3	78-4	78-5
NO	50361.273	-72903.827	-4.597
B1	50346.305	-72903.827	20.455
B2	50346.697	-72884.388	25.898
B3	50346.491	-72877.931	5.339
B4	50364.447	-72879.049	-8.712
B5	50363.513	-72886.643	-20.181
B6	50361.984	-72899.230	-18.201
合計			-780.191821
合計面積			390.0959105
地積			390.09

地番	78-4	78-5
NO	50346.305	-72903.827
B1	50331.206	-72903.827
B2	50333.793	-72881.771
B3	50347.384	-72892.787
B4	50346.697	-72884.388
合計		-21.040
合計面積		318.2950675
地積		318.29

地番	78-5
NO	50331.206
B1	50316.387
B2	50316.804
B3	50320.485
B4	50333.793
合計	-22.024
合計面積	314.0517490
地積	314.05

地番	78-1
NO	1022.4427260
合計面積	181.8072740
地積	181.80

地名	X座標	Y座標	地積
K1	50319.805	-72875.687	0.00
K-1	50353.454	-72791.590	0.00
K-2	50339.407	-72784.801	0.00

「座標は日本測地系」

作製者

(平成17年8月4日作製)

申請人

縮尺 1/250

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成19年10月10日

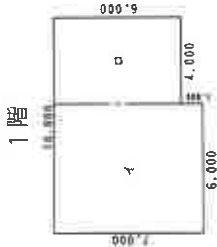
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月10日 前橋地方方法務局 荻川出張所

登記官

(9 枚目)

各 階 平 面 図

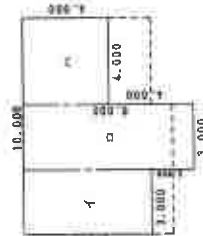
4048520



求 積 表

イ	7.000 × 6.000 = 42.000000
ロ	6.000 × 4.000 = 24.000000
合計	66.000000
床面積	66.00 m ²

2 階



求 積 表

イ	6.000 × 3.000 = 18.000000
ロ	8.000 × 3.000 = 24.000000
ハ	4.000 × 4.000 = 16.000000
合計	58.000000
床面積	58.00 m ²

作成者

作成
年月日

縮尺 1/250

申請人

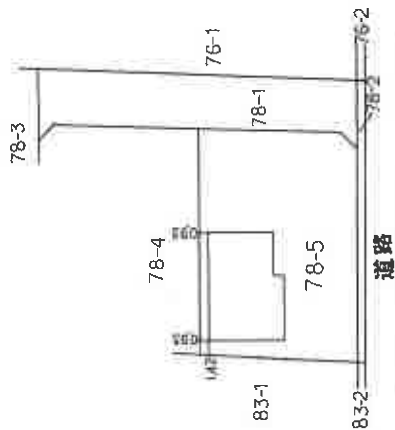
縮尺 1/500

建 物 図 面 図
建 各 階 平 面 図

家屋番号 78-5

建物の所在 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚78番地5

平成 29 年 10 月 10 日 登記

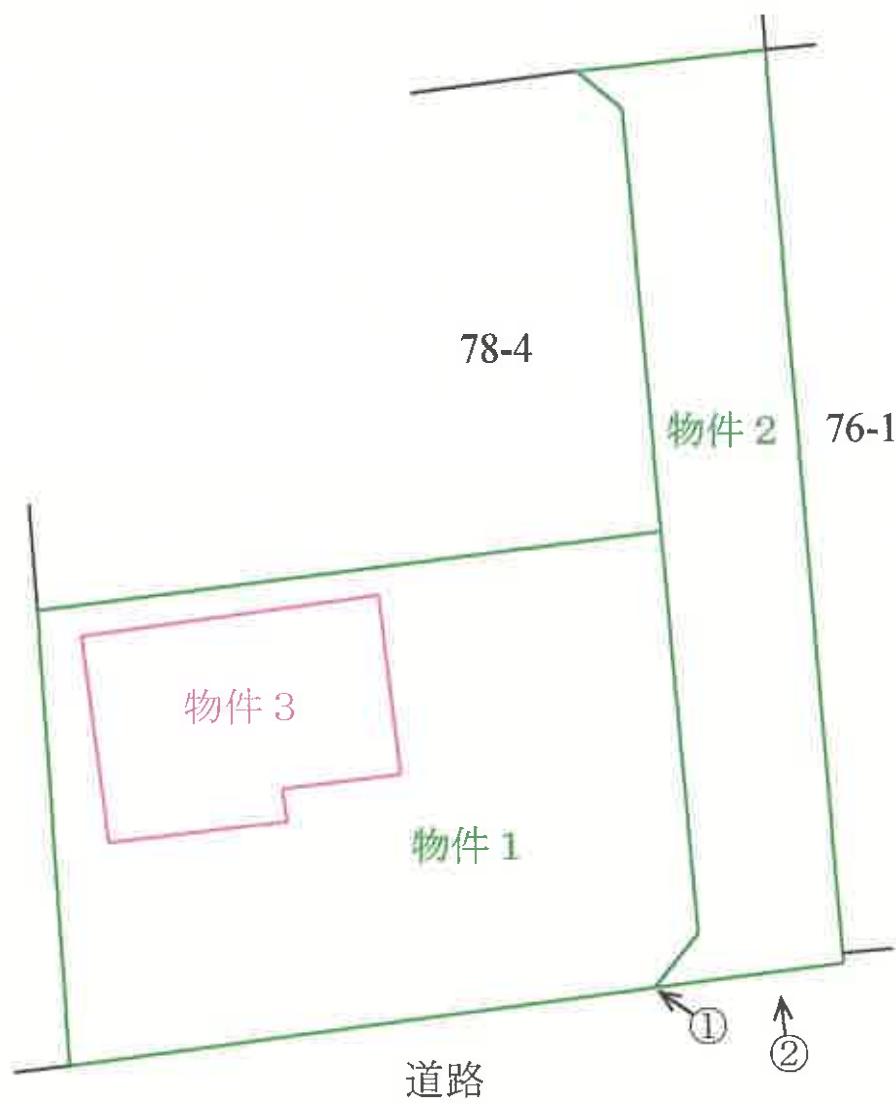


(群馬土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図



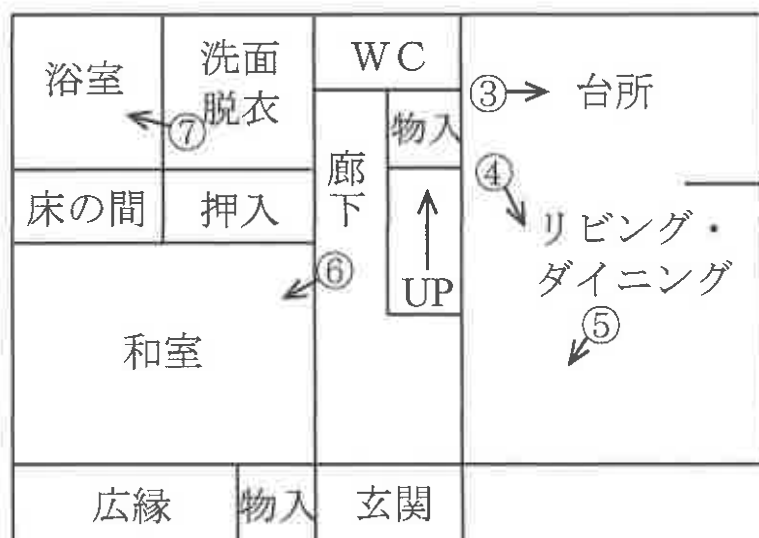
←○写真撮影位置・方向



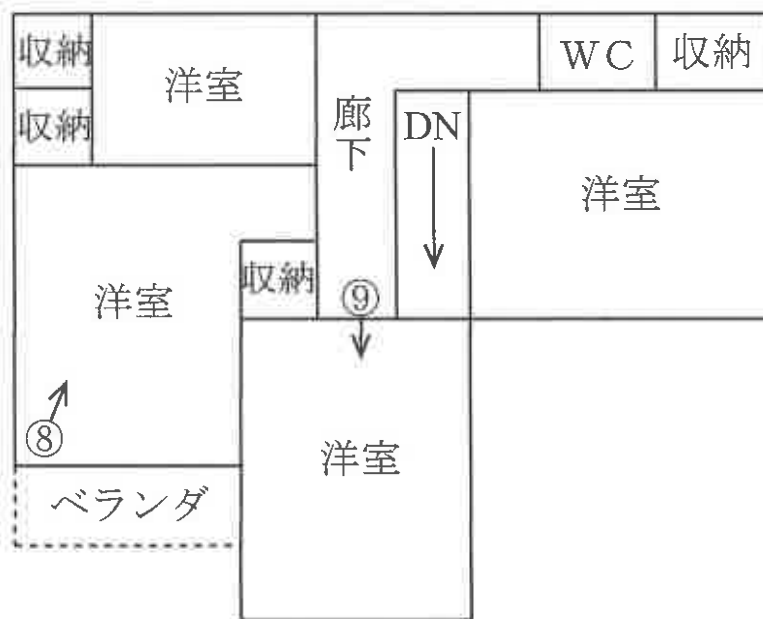
建 物 間 取 図

←○写真撮影位置・方向

1 階



2 階





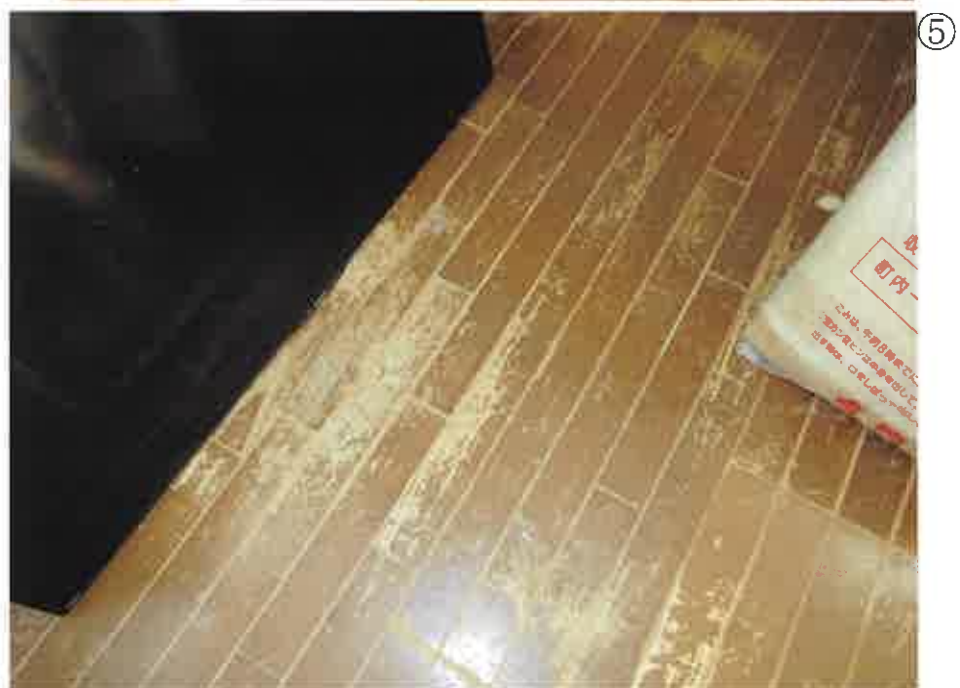
①



②



③





⑦



⑧



⑨

令和7年（ケ）第77号
令和7年10月17日 現地調査
令和7年11月7日 評 価

前橋地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原 孝 幸

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,260,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,870,000円
物件2（土地）	金 10,000円
物件3（建物）	金 3,380,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北群馬郡吉岡町大字下野田 字藤塚 78番5 宅地 314.05㎡	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積 持 分	北群馬郡吉岡町大字下野田 字藤塚 78番1 公衆用道路 161㎡ 持分20分の1	同 左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	北群馬郡吉岡町大字下野田 字藤塚78番地5 78番5 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 66.00㎡ 2階 58.00㎡ 延 124.00㎡	同 左
番号	特 記 事 項		
1 ～ 3	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	JR上越線「八木原」駅の南方・道路距離約1.4km	
付近の状況	一般住宅、農地等の混在する住宅地域。農地が多く介在し、建物の連たん度は低い。地勢は全体的に東向き緩傾斜地。今後も現状維持で推移することが見込まれる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引き都市計画区域
	用途地域	用途地域の指定はない
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	防火規制	—
	その他の規制	特定用途制限地域、宅地造成等工事規制区域
画地条件	○物件1 南側約20mが幅員約4mの舗装町道に概ね等高に接面する、奥行約15m、規模314.05㎡のほぼ長方形地である。 ○物件2 南側約7mが幅員約4mの舗装町道に等高に接面する、幅約5m、奥行約30mの帯状地である。	
接面道路の状況	南側：幅員約4mの舗装町道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土地の利用状況	物件1は物件3建物の敷地として利用されており、物件1の全体に法定地上権が成立するものと判断した。物件2は土地所有者（持分20分の1）が、他の持分権者ととともに道路（私道）として使用している。周辺には一般住宅、農地等が存する。	
供給処理施設	水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	なし
(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		

特 記 事 項	・ 物件 1 の敷地内は概ね平坦であるが、地勢が全体的に東向き緩傾斜であるため、物件 1 の平均地盤面は南側接面道路よりも最大約1m高く、南東の一部について東向きに緩やかに傾斜している。 ・ 物件 2 は現況アスファルト舗装がなされ通行の用に供されているが、町道認定はなく、建築基準法上の道路にも該当していない。 ・ マッピングぐんまによれば本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地該当していない。 ・ 土壤汚染に関する法令上の調査によると、土壤汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域の指定、土壤汚染対策法に規定されている特定有害物質の使用等のある水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設の届出はない。また、現地調査を行った限りにおいて、土壤汚染が懸念される土地利用は確認できなかった。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）：平成19年10月9日新築 経 過 年 数 ： 約18年 経済的残存耐用年数 ： 約12年
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： かわらぶき 外 壁 ： サイディングほか 内 壁 ： ビニールクロスほか 天 井 ： ビニールクロスほか 床 ： フローリング、畳ほか 設 備 ： 電気設備、給排水衛生設備ほか その他：－
床面積（現況）	延124.00㎡
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り ： （別添「建物間取図」参照）
品 等	中位
保守管理の状態	室内では多数の犬が飼育されていたため強い動物臭があり、床フローリングの傷、内壁クロスの破損、汚れ、内壁扉の破損等が見られ、保守管理の状態が著しく劣る。
建物の利用状況	建物所有者が本建物を居宅（空き家）として占有している。
特記事項	本件建物の屋根上に太陽光発電システムが存する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	27,600	0.97	314.05	0.95	1 / 1	7,990,000
2	27,600	0.05	161	—	1 / 20	10,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 吉岡-2

公示等価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $32,300 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 117 = 27,600 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地 域 格 差 : 道路事情、周辺環境、供給処理施設の状況等を考慮して上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差 : 物件1

規模大、接面方位等を検討して-3%と査定した。

物件2

道路価値率を5%と査定

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 持分割合を考慮した。

(2) 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	140,000	124.00	0.14	2,430,000

ウ 現 価 率

経過年数約18年、経済的残存耐用年数約12年、残価率5%とした定率法(現価率0.17)と観察減価法(管理状況を勘案のうえ-20%と査定)を併用して下記のとおり査定した。

現価率 = $0.17 \times (1 - 0.20) = 0.14$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	7,990,000	0.40	法定地上権	3,200,000
2	10,000	—	—	—
合 計				3,200,000

イ 土地利用権等割合 : 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	7,990,000	-3,200,000	—	1.00	0.60	2,870,000
2	10,000	—	—	1.00	0.60	10,000
3	2,430,000	+3,200,000	1.00	1.00	0.60	3,380,000
一 括 価 格 (合 計)						6,260,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（吉岡-2）

所 在：北群馬郡吉岡町大字大久保字宮後3206番3

価 格：32,300円／㎡

位 置：JR上越線「八木原」駅から道路距離で約3.2km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：242㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東側6m町道

用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、第2種中高層住居専用地域
（建ぺい率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：一般住宅が多い中に農地等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 建物配置図
- 4 建物間取図

以 上



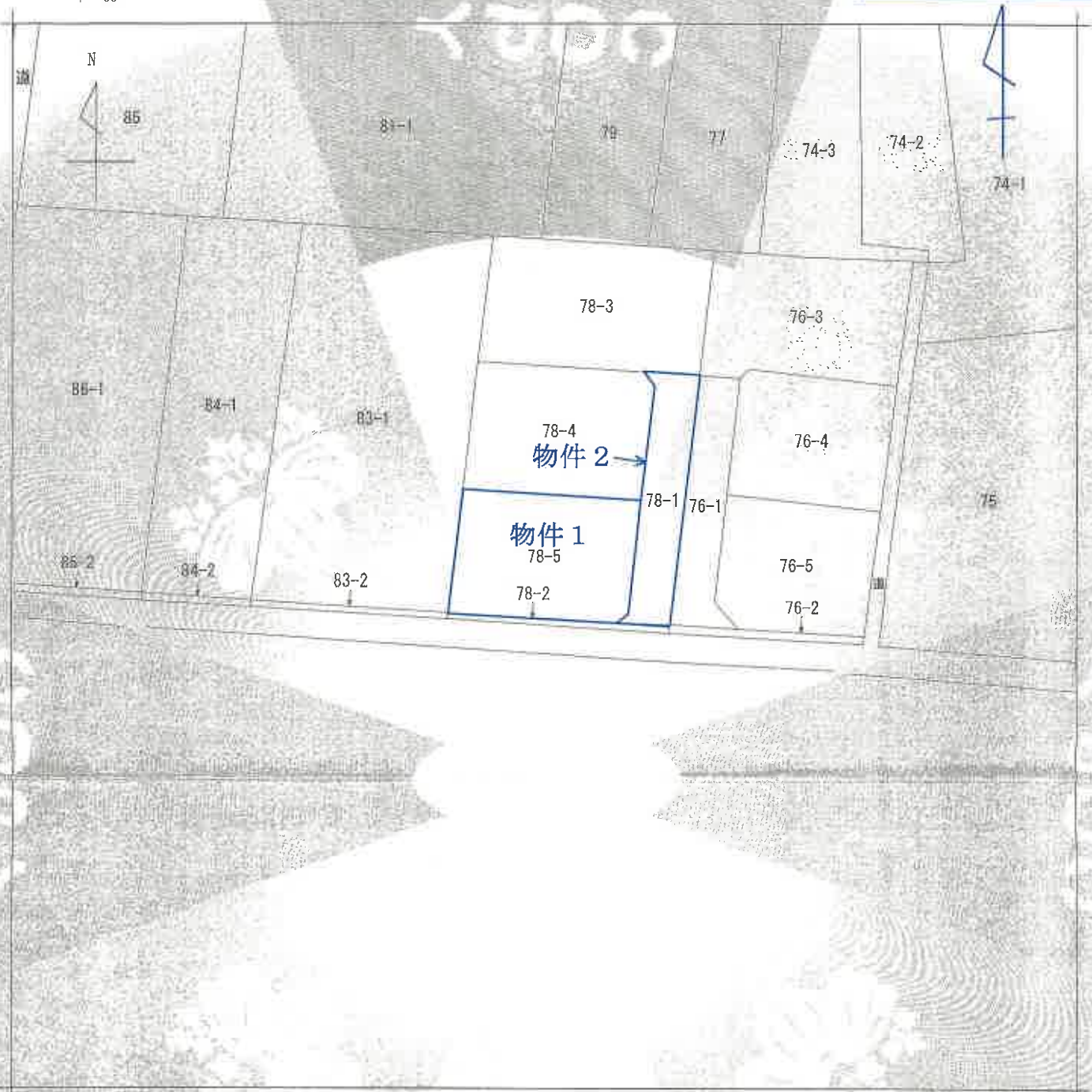
位置図

物件所在地

関越自動車道

下宿

北群馬郡
吉岡町



（注）地図に添する図面は、土地の位置を明確にした不動産登記法所定の地図が添え付けられるまでの間、これに代わるものとして添え付けられている図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

「本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである。」

地番区域見出し	大字下野田
---------	-------

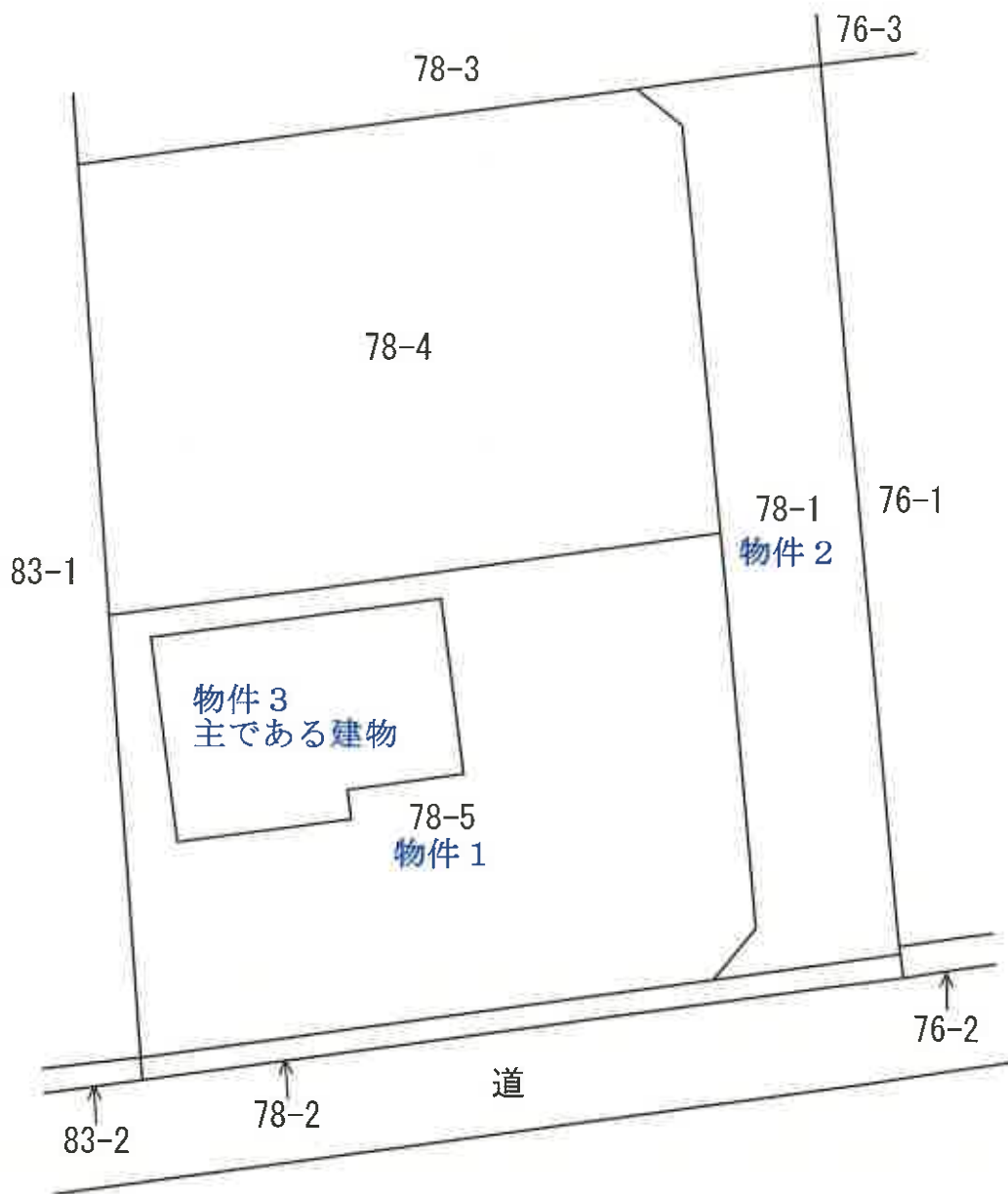
請求 番号	所在地 北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚				地番	78番5			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	座標系 番号又は 記号	図面 種類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				縮小 年月 (原図)	昭和62年3月4日			縮小 年月	

これは地図に添する図面に記録されている内容を証明した書面である。

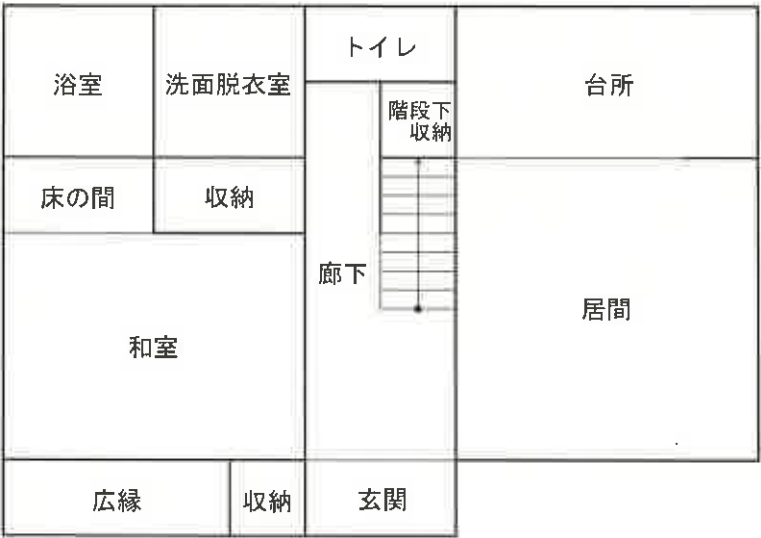
令和7年7月10日

前橋地方方法務局吉岡出張所
役所印

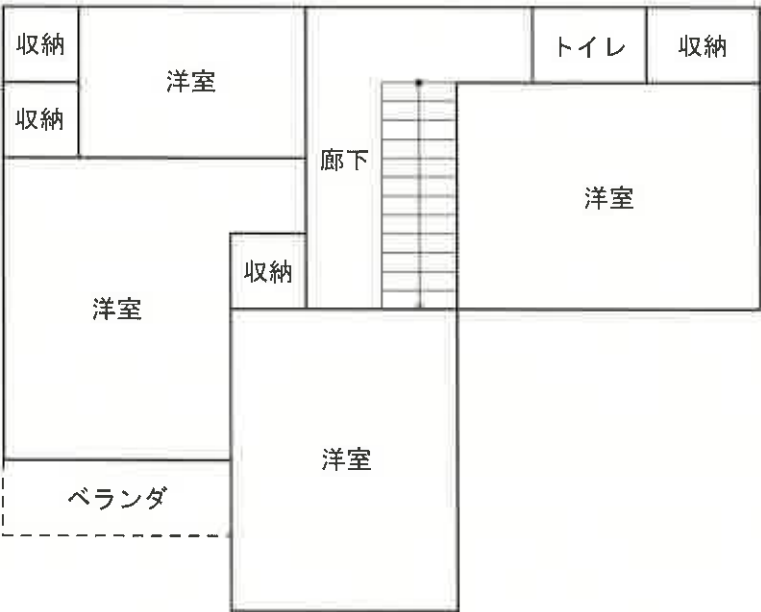
建物配置図



物件 3 主である建物 S=1/100



1 階



2 階